

## ねんきん「コーナー」



「障害年金」障害状態確認届(診断書)などの手続きが変わります

平成31年3月28日に厚生労働省年金局より障害年金事務の改善に関する「国民年金法施行規則等」の一部を改正する省令等の施行に伴う事務取扱<sup>①</sup>が発出されました。それにともない、障害状態確認届の作成期間の変更、20歳前障害基礎年金の所得審査の方法などが変更となります。

### ◆障害状態確認届(診断書)の変更点

これまで誕生月の前月末頃に送付していた障害状態確認届(診断書)の用紙は、今後、誕生月の3カ月前の月末に日本年金機構より送付します。また、同届の作成期間(提出期限)が1カ月から3カ月以内に拡大されます。

※提出期限が8月以降の方が対象です。

### ◆障害給付額改定請求書の変更点

これまで、障害給付額改定請求書には、提出期限1カ月以内の障害の状態を記入した診断書を添付することとされていましたが、今後は提出期限3カ月以内の障

いの状態を記入した診断書を添えていただくこととなります。

※8月以降の請求分が対象です。

### ◆20歳前障害基礎年金の所得状況届の変更点

日本年金機構は、市区町村から所得情報の提供を受けることが可能となるため、所得状況届は、今後原則として提出いただく必要はありません。ただし、同機構が前年分の所得情報の提供を受けられないときは、受給者へ届出に関する案内を送付します。

### ◆20歳前障害基礎年金の障害状態確認届(診断書)の変更点

これまで6月末頃に送付していた障害状態確認届(診断書)の用紙は、今後、誕生月の3カ月前の月末に日本年金機構より送付し、誕生月の末までに提出していただくこととなります。また、同届の作成期間が提出期限1カ月以内から3カ月以内に拡大されます。

○お問い合わせ

日本年金機構 幡多年金事務所

☎ 341-1616

本庁住民課 住基戸籍係

☎ 431-2800

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎ 551-3701

## 児童扶養手当について

児童扶養手当は、父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給する手当です。

### ◆支給要件

次の①から⑨のいずれかにあてはまる18歳に達する日以後の最初のある場合は20歳までの児童について、父または母、または養育者が、その児童を監護し、かつ生計を同じくしている場合。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 母または父が死亡した児童
- ③ 母または父が重度障がいのある児童
- ④ 母または父の生死が明らかでない児童
- ⑤ 母または父に1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 母または父が裁判所からDV(配偶者からの暴力)保護命令を受けた児童
- ⑦ 母または父が1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した

児童

⑨ 上記以外で父母が明らかでない児童

児童

◆ 手当額(月額) 8月1日現在

・ 児童1人の場合

全部支給

4万2千910円

一部支給

1万120円～4万2千900円

・ 児童2人以上の加算額

2人目

5千70円～1万130円

3人目以降1人につき

3千40円～6千70円

※年収に応じて一部支給や加算額が変わります。

### ◆申請時期

随時

### ◆手続きに必要なもの

・ 印かん(認印)

・ 戸籍謄本

○お問い合わせ

本庁健康福祉課 福祉係

☎ 431-2124

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎ 551-3112

8月は児童扶養手当の現況届提出月です。